

令和2年3月24日

保護者の皆様

気仙沼市教育委員会

教育長

(公印省略)

市立小中学校の今後の学校活動等について（お知らせ）

今般のコロナウイルス感染防止対策としての臨時休業措置について、ご家庭の皆様には、御理解と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、3月25日からの市立小中学校の学校活動について、現時点で下記のとおりといたします。

なお、文部科学省からのガイドラインが近日中に示される予定ですので、その内容に沿って対応して参ります。

記

1 春季休業日（令和2年3月25日（水）～4月7日（火））の扱い

- 臨時休業期間とせず、通常に準じた春季休業期間とします。
- 登校日は、必要に応じて各学校で設定することがあります。

2 児童生徒の預かり

- 臨時休業期間の終了に伴い、学校における児童生徒の預かりは終了とします。

3 春季休業中の部活動

- 春季休業期間中に部活動を行うことを認めます。ただし、新型コロナウイルス感染防止を徹底することとします。（活動前の健康チェックは必須。屋内の活動の場合には、広いスペースで十分な換気を行う等）

4 新年度当初の行事

- 入学式、始業式、及び、年度初めの行事については、後日示される文部科学省のガイドラインに沿って方針を示すことといたします。

担当：学校教育課 課長 斎藤 博厚
TEL：22-3441 FAX：23-0943
s.hiroatsu3284@kesenuma.miyagi.jp